

令和 8 年第 6 回加賀市農業委員会定例総会

令和8年6月25日(木)

開会（午後 1 時 26 分）	
事務局（東出局長）	これより令和8年 第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 本日は、農業委員の現委員 14 名全員のうち 13 名の出席をいただいております。今日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名全員の出席をいただいております。 また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18日に竹野委員、川江委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。 それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	初めに議事録署名員の指名をいたします。 6番 南出委員、7番 上木委員を指名します。
議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案 第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（中野）	議案第 20 号 [REDACTED] ほか 1 名から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は 2 件です。

	整理番号 1 番、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人は今年の 4 月に加賀市へ移住しており、このたび住宅に付随した農地を購入する予定です。譲受人自身は農地を所有していませんが、同居する父親が以前居住していた市において農業に従事していた経験を有していることから、取得後は父親と共に農地を耕作するものです。農地取得後は野菜を耕作する予定です。 整理番号 2 番、[REDACTED] の譲受人が近隣の農地を取得するものです。譲受人の共同耕作者がかねてより申請農地近隣の農地を耕作していたところ、今回譲渡人より農地を譲渡したいという要望があったため売買で申請農地を取得するものです。農地取得後は [REDACTED] を耕作する予定です。 以上、これら案件は資料 2 の調査書の通り、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。 議長（中村会長） それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 議長（中村会長） （意見、質問なし） 議長（中村会長） なければ、これより採決に入ります。 議長（中村会長） 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 議長（中村会長） （挙手全員） 議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。
--	---

議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案 第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、竹野委員から報告をお願いします。
竹野委員	それでは、報告します。 整理番号 1 番は [] です。転用目的は自己住宅建設です。隣地境界は既に道路側溝と擁壁で囲まれていますので、土砂の流出はないと考えます。生活排水は合併処理浄化槽による排水処理を行い、雨水は道路側溝に流す計画です。 報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（小茂出）	整理番号 1 番は [] にあり、地目は田、面積は 528 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は申請地に二世帯住宅を建設するものです。申請地は準工業地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。（意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。
	議案 第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 22 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

竹野委員

次に、議案 第 22 号 農地法第5条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、竹野委員から報告をお願いします。

それでは、報告します。

整理番号 1 番は [] です。転用目的は資材置場用地の取得です。雨水は浸透させる計画です。

整理番号 2 番は [] です。転用目的は車庫・駐車場・資材置場建設です。隣地境界は既に道路側溝と擁壁で囲まれていますので、土砂の流出はないと考えます。雨水は北側にある道路側溝に流す計画です。

整理番号 3 番は [] です。転用目的は資材置場用地の取得です。北側及び東側は道路で、隣地との境界には土囲いがあります。雨水は新設する側溝及び既設側溝に流す計画です。

整理番号 4 番は [] です。転用目的は住宅用地の取得です。周囲には擁壁がありますので、土砂の流出はないと考えます。

整理番号 5 番は [] です。転用目的は系統用蓄電池設備建設です。雨水は北側に側溝を新設し、東側にある既設の側溝に接続して流す計画です。隣地境界に擁壁を設置することから土砂の流出はないと考えます。

以上 5 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

事務局（小茂出）

それでは、事務局から説明してください。

整理番号 1 番は [] 地目は田、2 筆 308 m²、転用目的は資材置場用地の取得です。譲受人は [] を営んでおり、[]、建設機械や工事で出た残土などの置場として近隣の土地を借りておりましたが、手狭

となりこの申請地に資材置場を設けるものです。申請地は、第1種住居地域にあたるため第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。

整理番号2番は []、地目は田、716 m²、転用目的は車庫・駐車場・資材置場建設です。譲受人は [] を営んでおり、事業拡大により既存の敷地では従業員用の駐車場が手狭になり、会社隣接する申請地を賃借するものです。申請地は畑ですが、左隅の一角約70 m²を緊急の駐車場として使用していました。駐車場として無許可で使用していた点について、今回譲渡人から始末書が提出されております。申請地は、農地の広がり10ha以上の農地の一部であり第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったとのことで許可相当に該当するものと考えます。

整理番号3番は []、地目は田、2筆310 m²、転用目的は資材置場の建設です。譲受人は隣地で [] を営んでおり、事業拡大により既存の敷地が手狭となり、隣接する申請地を取得し施設を拡張するものです。申請地は、農地の広がり10ha以上の農地の一部であり第1種農地と判断されますが、既存施設の面積の1/2以内の拡張であるため許可相当に該当するものと考えます。

整理番号4番は []、地目は畑、234 m²、転用目的は住宅用地の取得です。譲受人は既存住宅敷地の拡張と道路への出入り口の確保のため、農地を取得するものです。申請地は、農地の広がり10ha未満の農地の一部であり第1種農地と判断されますが、既存施設の面積の1/2以内の拡張であるため許可相当に該当するものと考えます。

整理番号5番は []、地目は田、2筆で720

議長（中村会長） 議長（中村会長） 議長（中村会長）	m²、転用目的は系統用蓄電池設備建設です。譲受人は太陽光発電システムや蓄電池等の省エネルギー機器の製造販売施工を営んでおり、今回申請地に蓄電池を建設するものです。申請地は [REDACTED] から 1.5 km 以内であり、近隣住宅とも離れているといった要件に当てはまることから、地元生産組合長とも協議を行い候補地となりました。なお、申請地は第2種住居地域にあるため第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし） なければ、これより採決に入ります。 議案 第 22 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
議案第 23 号 非農地証明願について	
議長（中村会長） 竹野委員	次に議案 第 23 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、竹野委員から報告をお願いします。 それでは、報告します。 整理番号 1 番は [REDACTED] です。現地を確認したところ、敷地全体は駐車場となっており既に農地の状態ではないことを確認しました。 整理番号 2 番は [REDACTED] です。現地を確認したところ、土地は森林化しており既に農地の状態ではないことを確認しました。

議長（中村会長） 事務局（小茂出）	報告は以上です。 それでは、事務局から説明してください。 説明します。 整理番号1番は [REDACTED]、地目は田、2筆で3,033 m²です。現地は昭和50年ごろから駐車場用地として使用され、現在も駐車場となっております。建設から約50年経過した駐車場であることから、非農地証明願で対応するものです。 整理番号2番は [REDACTED]、地目は田、2筆で485 m²です。現地は既に森林化した状態であり農地の状態でないことから、非農地証明願で対応するものです。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第23号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
報告 第10号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第10号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員3名からの報告）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡	
事務局（瀬川）	その他資料（資料３）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして 令和８年 第６回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後２時３２分）	